

## 勤務条件通知書

所 在 地 さいたま市浦和区常盤6-4-4

任命権者 さいたま市長 清水 勇人

1 任 期	<ul style="list-style-type: none"><li>令和6年6月1日から令和6年7月31日まで (採用から1ヶ月間は条件付採用期間とする。採用後1ヶ月間の勤務日数が15日に満たない場合は、勤務日数が15日に達するまで延長する。)</li><li>年度内更新予定(有・無) 有の場合 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで</li><li>同一の職務内容の職が設置された場合の再度の任用予定 (有・無)</li></ul> <p>※ 再度の任用は、任期満了時の業務量や業務の進捗状況、予算の有無、勤務成績、態度、職務遂行能力により判断する。</p>
2 勤務場所	国指定特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地外 (さいたま市桜区大字西堀外)
3 職務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>自然科学分析調査に用いる植物サンプルの管理</li><li>自然科学分析補助</li></ul>
4 勤務日	<ul style="list-style-type: none"><li>月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日</li><li>任期の内8日間勤務</li><li>詳細については、前月25日までにシフトを作成し決定する。</li><li>雨天等の悪天候の場合は、別日に勤務をすることがある。</li></ul>
5 勤務時間、 休憩時間、 所定時間外 労働の有無	<ul style="list-style-type: none"><li>午前9時00分から午後3時00分まで</li><li>休憩時間 60分</li><li>所定時間外労働の有無(有・無)</li></ul>
6 勤務を要し ない日	<ul style="list-style-type: none"><li>定例日 毎週土・日曜日、国民の祝日</li></ul>
7 休暇	<ul style="list-style-type: none"><li>年次有給休暇 0日</li></ul>
8 報酬	<ul style="list-style-type: none"><li>時給1,115円(地域手当に相当する報酬を含む。)</li><li>適用する給料表及び号給(会計年度任用職員行政職給料表1号給)</li><li>費用弁償(通勤手当相当分)あり</li><li>徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であり、交通機関を利用し、又は交通用具を使用する場合、その費用を弁償する。</li><li>報酬締切日(毎月末)</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬支払日（翌月21日まで）</li> <li>・再度任用時の職務経験を考慮した号給決定の有無 ( 有 · <input type="checkbox"/> )</li> <li>・期末手当支給の有無 ( 有 · <input type="checkbox"/> )</li> </ul>
9 募集期間	・令和6年5月2日から5月16日まで
10 受験資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の(1)の全ての要件を満たす人           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 次のいずれにも該当しない人               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</li> <li>イ さいたま市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</li> <li>ウ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
11 退職に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期が満了した場合は、当然に退職する。</li> <li>・自己都合退職の手続 (退職する日の1ヶ月前までに所属長に届け出ること。)</li> <li>・免職の事由 次の事由に該当する場合は、免職とすることができる。           <ul style="list-style-type: none"> <li>1 心身の故障のため、職務の遂行に支障があると認められる場合</li> <li>2 勤務状態が不良である場合又は職員としてふさわしくない行為があった場合</li> </ul> </li> <li>・定年制 (無)</li> </ul>
12 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険の加入 有 · <input type="checkbox"/> (厚生年金 健康保険 (協会けんぽ))</li> <li>・雇用保険の適用 有 · <input type="checkbox"/></li> <li>・災害補償 労災 · <input type="checkbox"/> 条例適用</li> <li>・その他の事項は、本市の条例、規則等に定めるところによる。</li> </ul>

<問合せ先>

さいたま市教育委員会事務局

生涯学習部文化財保護課文化財保護係

担当：磨田・村井・渡辺・姫野

電話：048-829-1723

FAX：048-829-1989